

# 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等 の遵守状況に関する令和4年度調査結果

令和5年3月10日  
ライフサイエンス課

## 調査概要：

文部科学省は、大学等の研究機関等に対して「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示71号。以下「基本指針」という。）の遵守徹底を依頼するとともに、定期的に順守状況に関する調査を実施しています。令和4年度の調査結果は以下のとおりです。

- ・調査実施期間：令和4年7月26日～令和4年9月16日
- ・調査対象機関数：1,204機関（国公私立大学、国公私立短期大学、大学共同利用機関法人、国公私立高等専門学校、文部科学省が所管する独立行政法人及び国立研究開発法人に対して実施しました。）
- ・調査対象時点：令和4年4月1日時点
- ・回答があった機関数：1,204機関

## 結果概要：

令和4年度調査では、全体の約3割の大学等の研究機関等において動物実験等が実施されており、うち約9割が国公私立大学でした。

今回の調査事項のうち問3から問12は、「動物実験等の実施に関する機関内規程の作成」など動物実験等を実施する研究機関等において基本指針で「遵守事項」としており、動物実験等を実施している全ての研究機関等において基本指針に基づく体制整備と運用が行われていることを確認しました。

一方、問15は基本指針で「努める事項」としている「外部検証」の受検状況に関する設問で、約6割の研究機関等において受検実績を有していました。なお、約4割が未受検ですが、うち4割の研究機関等では数年のうちに受検する予定で準備を進めていることが分かりました。

また、研究機関等における動物実験計画の審査・承認の件数（合計値）から動物実験委員会における却下等の判断が行われていることが確認できました。さらに、実験終了後の報告時の対応として、対応が必要だと判断した場合に改善措置が取られていることや、情報公開においてほぼ全ての大学でWeb公開されていることを確認しました。

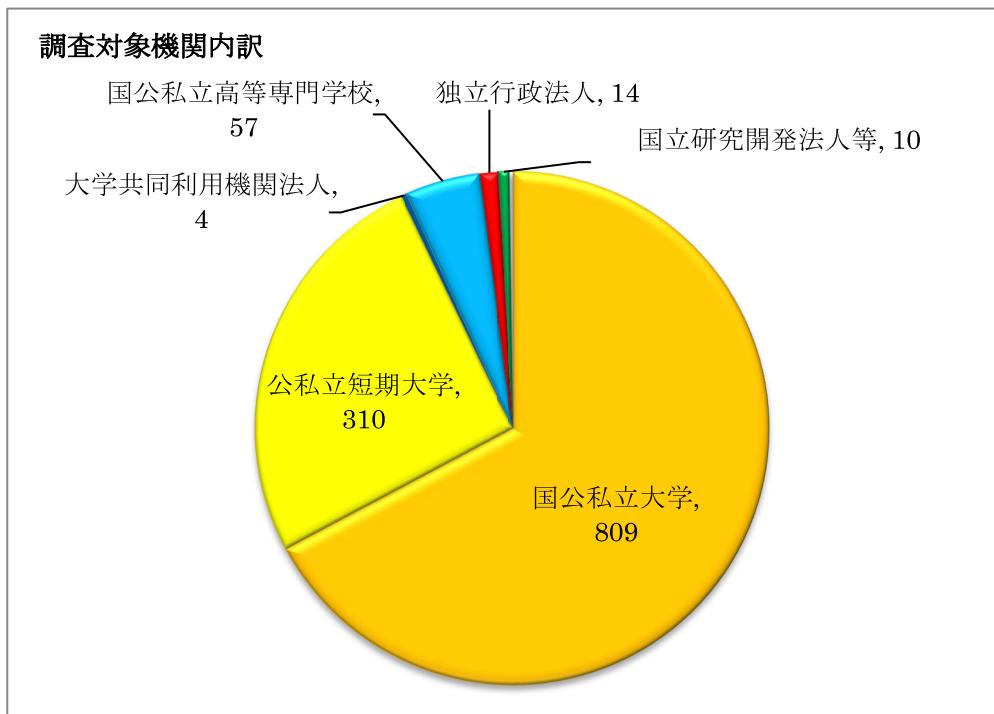
文部科学省としては、定期的に大学等の研究機関における動物実験に関する実態を把握し、引き続き研究機関等に対して基本指針等の遵守徹底を図るとともに、適正な動物実験の実施に向けた取り組みを行います。

## 質問、回答の詳細、及び集計値：

### 問1．貴機関が該当するものを1つ選択してください。

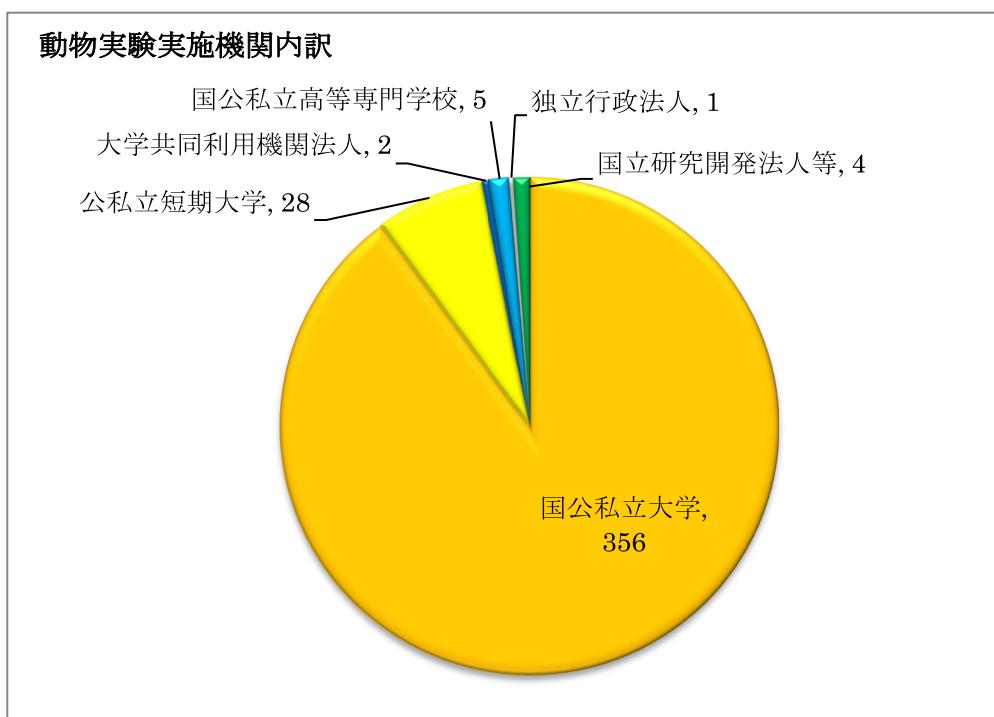
- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1. 国公私立大学     | 2. 公私立短期大学    |
| 3. 大学共同利用機関法人 | 4. 国公私立高等専門学校 |
| 5. 独立行政法人     | 6. 国立研究開発法人   |
| 7. その他        |               |

【結果 1】調査対象機関（計 1,204 機関）の機関種別は以下のとおりでした。



問 2. 貴機関において動物実験等（哺乳類、鳥類及び爬虫類を用いるもの。以下同じ）を実施していますか。

【結果 2】調査対象機関 1,204 機関のうち動物実験等を実施している機関は 396 機関でした。機関種別は以下のとおりです。



問 3. 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号）（以下、「基本指針」という）の第 2 条第 2 項に基づき、研究機関等の長は、動物実験施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めた規程（以下、「機関内規程」という）を策定することとされています。貴機関においては、機関内規程を策定していますか。

【結果 3】 動物実験等を実施している全ての機関において、基本指針を踏まえた機関内規程を策定していました。

（回答数：396 機関）

問 4. 基本指針第 3 条に基づき、研究機関等の長は動物実験委員会を設置することとされています。貴機関においては、動物実験委員会を設置していますか。

【結果 4】 動物実験等を実施している全ての機関において、基本指針を踏まえ動物実験委員会を設置していました。

（回答数：396 機関）

問 5. 基本指針第 2 条第 3 項に基づき、研究機関等の長による動物実験計画の承認又は却下を実施していますか。

【結果 5】 動物実験委員会を設置している全ての機関において、過去 2 年間のそれぞれで動物実験計画の審査を行った実績がありました。

令和 2 年度は、全体で 28,177 件の動物実験計画の審査が行われ、27,640 件が承認され、537 件の却下又は実験計画取り下げがありました。

令和 3 年度は、全体で 29,113 件の動物実験計画の審査が行われ、28,677 件が承認され、436 件の却下又は実験計画取り下げがありました。

1. 実施している	396 機関 〔令和 2 年度審査件数 28,177 令和 3 年度審査件数 29,113 うち承認件数 27,640 うち承認件数 28,677〕
2. 実施していない	0 機関

（回答数：396 機関）

問 6. 基本指針第 2 条第 4 項に基づき、研究機関等の長は、動物実験等の終了の後、動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を行っていますか。

【結果 6】 動物実験計画の審査を行った全ての機関において、動物実験等の終了の後、研究機関等の長に動物実験計画の実施の結果について報告（予定を含む。）を行い、うち 74 機関において改善措置を行いました。

（回答数：396 機関）

問 7. 基本指針第 4 条第 1 項に基づき、動物実験委員会においては、動物実験計画の承認または却下の際に、3 R 等の適正な動物実験等の方法の選択や適切に維持管理された施設及び設備の使用の観点を踏まえた適切な審査を行っていますか。

【結果 7】 動物実験委員会を設置している全ての機関において、基本指針に基づき、動物実験計画の承認または却下の際に、3 R 等の適正な動物実験等の方法の選択や適切に維持管理された施設及び設備の使用の観点を踏まえ、審査を実施していました。

(回答数：396 機関)

問 8. 基本指針第 4 条第 2 項に基づき、研究機関等の長は、安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する際や遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、必要な一連の当該措置を実施していますか。

【結果 8】 動物実験等を実施している 396 機関のうち、295 機関において基本指針を踏まえ、動物実験実施者の安全確保・健康保持、実験動物の適正飼育・健康保持、遺伝子組換え動物の逸走防止など、実験の種類に応じて必要な一連の措置を行っていました。

なお、動物実験を実施している 396 機関のうち、101 機関については本項目に該当する動物実験等は行っていませんでした。

(回答数：396 機関)

問 9. 基本指針第 5 条に基づき、法及び飼養保管基準を踏まえ、貴機関においては科学観点及び動物の愛護の観点から動物実験等を適切に実施していますか。

【結果 9】 動物実験等を実施している全ての機関において、これらの観点を踏まえ実施していました。

(回答数：396 機関)

問 10. 基本指針第 6 条第 1 項に基づき、貴機関においては所属する動物実験実施者等に対し、教育訓練を実施していますか。

【結果 10】 動物実験等を実施している全ての機関において、教育訓練を実施していました。そのうち、385 機関において参加者を把握していました。

(回答数：396 機関)

問 1 1. 基本指針第 4 条第 1 項及び第 6 条第 2 項に基づき、貴機関においては動物実験について自ら点検及び評価を実施していますか。

【結果 1 1】動物実験等を実施している全ての機関において、自己点検及び評価を実施（予定を含む。）していました。

(回答数：396 機関)

問 1 2. 基本指針第 6 条第 3 項に基づき、貴機関においては動物実験等に関する情報を適切な方法により公表していますか。

【結果 1 2】動物実験等を実施している全ての機関において、動物実験等に関する情報を公表（予定を含む。）していました。うち 393 機関は Web による公開でした。

(回答数：396 機関)

問 1 3. 貴機関において自然災害等（地震等）に対応した緊急時の計画を作成していますか。

【結果 1 3】動物実験等を実施している機関のうち、357 機関で自然災害等（地震等）に対応した緊急時の計画を作成していました。また、39 機関では作成されていませんでした。

(回答数：396 機関)

問 1 4. 文部科学省の競争的資金等において、関係法令・指針等に違反し研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあり、本基本指針についても、その対象とされていることを承知していますか。また、そのことを機関内に周知していますか。

【結果 1 4】動物実験等を実施している機関のうち、390 機関で文部科学省の競争的資金等における関係法令・指針等に違反した場合の取り扱いについて承知しており、うち 347 機関では機関内に取り扱いを周知していました。また、6 機関では承知していませんでした。

1.知つていて周知している	347 機関
2.知つていて周知はしていない	43 機関
3.知らない	6 機関

(回答数：396 機関)

問 15. 基本指針第 6 条第 2 項は、自己点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証（以下、「外部検証」という。）を実施することに努めることとされています。貴機関においては、これまで外部検証を実施しましたか。

【結果 15】動物実験を実施している機関のうち、232 機関で外部検証の受検実績がありました。また、164 機関では受検実績がありませんでしたが、うち 71 機関は外部検証受検に向けた準備をすすめており、数年以内に実施する予定です。

1.外部検証を受検している	232 機関 <ul style="list-style-type: none"><li>① 日本実験動物学会の外部検証を受検……………137 機関</li><li>② 国動協もしくは公私動協の相互検証プログラムを受検…70 機関</li><li>③ 近隣の研究機関による相互検証……………7 機関</li><li>④ その他……………18 機関<ul style="list-style-type: none"><li>国動協・公私動協の相互チェック</li><li>動物実験管理の外部専門家 等</li></ul></li></ul>
2.外部検証は未受検である	164 機関 ※うち 71 機関は準備がほぼできているので、数年のうちに受検する予定

(回答数：396 機関)

問 16. 日本実験動物学会が毎年開催する「動物実験の外部検証の実施に関する説明会」に参加していますか。

【結果 16】動物実験を実施している機関のうち、387 機関は日本実験動物学会が毎年開催する「動物実験の外部検証の実施に関する説明会」を承知しており、うち 326 機関が説明会への参加実績がありました。また、9 機関は説明会の開催を知りませんでした。

1.これまで参加したことがある	326 機関
2.開催されていることは知っているが、これまで参加したことがない	61 機関
3.開催されていることを知らなかった	9 機関

(回答数：396 機関)